



1948 年京都・島根 ジフテリア予防接種禍事件（その 2）

栗原 敦

研究史の概要

1948 年 11 月発生の京都・島根ジフテリア予防接種禍事件は、84 名の死亡を含んで約千名の被害を生んだ世界史上最大の予防接種事故でした。ワクチン製造上、無毒化におけるミスとロット管理の誤り、また国家検定のための試験品抜取りの誤り、被害発生後の対応の誤りが錯綜した事件でした。厚生省の意向をうけた京都府が、刑事訴訟進行中に編集刊行してしまった『京都ジフテリア予防接種禍記録』（京都府衛生部 1950.3, 以後「記録」という）が公式記録としてこの事件の真実を伝えたかのようにみえます。また国会会議録にも相当量の記述があります。しかし、京都府の記録が作成されるときに参照されたはずの京都府・京都市の公文書や厚生省（当時）に残された文書は、その後の誰によっても検証されていないのです。2005 年の 3 月以後、一足先に被害当事者の視点から再検証に取り組み始めた田井中克人、和氣正芳の両氏とともに、真相解明が曖昧なまま忘れ去られようとしているこの事件の問い直しに参加してきました。その手始めが意外にも厚生労働省に残されていた関係公文書の閲覧・調査でした。さらに十数年前に存在を確認していた京都府の「記録」と公文書、新たに確認できた京都市の公文書、島根県の公文書確認へと急速に展開しました。その過程で、これらの公文書をトータルに検討した研究者は一人もないことが確実となりました。唯一、順天堂大学の渡部幹夫氏の京都府「記録」と GHQ/SCAP 文書による研究があるのみでしたが、同氏はそれ以外の行政資料には出会っていないのです。GHQ/SCAP 文書の検討もサムス准将率いる PHW（公衆衛生福祉局）に限定されていました。

田井中・和氣両氏は、自らが生死の境をさまよいながらも生き残られたことの真実を知ろうとしました。私にはワクチンの副作用事故で息子の健康を奪ってしまった親としてこの事件の真相、この事件が予防接種・薬害の被害者運動にどう位置付けられるかなどを知りたいという思いがありました。GHQ による占領の時代、新憲法が施行された直後に発生したこの事件で被害にあった子どもたちとその家族の命や人権がどのように守られたのか、あるいは軽視されたのか。そのことが後の予防接種被害・薬害とその救済に影響するのか。

昭和 40 年代「補償問題再燃」

遺族訪問と文献調査により 2003（平成 15）年 田井中さんが一作目『69 年目の犠牲者』（ウインかもがわ）を発表する前、おなじく被害者である安田隆さんが事件の掘り起こしに挑戦されました。ご本人によると被害者訪問による聞き取り調査は困難を極めたそうです。情報収集の手段も今ほど便利な状況ではないなか、限界があったものと推測されます。いきさつの詳細は今後の調査により明らかにする必要がありますが、この時期次のように京都市会、京都府議会および衆議院予算委員会で問題化しました。（今回は京都府議会、京都市会について紹介）

1971 (昭和 46) 年 2 月 23 日京都府議会一般質問 (質問 山川善三郎議員, 答弁 蜷川府知事) (昭和 46 年 2 月京都府議会定例会議事速記録 第 2 号)

山川議員の質問は次のようなものでした。

この事件は、昭和 30 年夏の森永ヒ素ミルク中毒事件とならぶ非常に不幸な事件で、当時の府市議会の議事録から政府の全く国民無視もはなはだしい、生命軽視が原因であったことが明確にわかった。人間の生命の尊厳こそ、あらゆる思想に先行する第一条件でなくてはならないという理由でとりあげる。その際、ある遺族の覚書をもとに「約 11~12 万円の補償費」が遺族にしたら無理に解決されたような結果になっているのであり、国家の殺人的行為の被害者に京都府が法理論的な問題をこえてあたたかい血の通う行政の手を差しのべるべきとして知事の所見を求めています。

蜷川知事の答弁は次のようなものでした。

京都府の「京都ジフテリア予防接種禍記録」を引用して、死亡者および患者に対して措置がすすんでいると答弁し、生存被害者に後遺症があるのかなど担当者に調べさせて考えたいとしました。また、知事は事件が新憲法施行の 1 年目に起こったもので、被害者への対応において基本的人権というもの十分つかんでおらなかったのかもしれないとも述べています。

この答弁に対して山川議員は、次のように述べています。

当時の記録からすでに結論が出ていることは承知しているが、当時の社会的、政治的な背景のもとで一応処理されたということに道義的な問題があるとし、遺族や被害者への調査に取り組み、前向きな姿勢を示してほしいとしました。

1971 (昭和 46) 年 3 月 10 日京都市会 (質問 山下良博議員, 答弁 船橋市長) (昭和 46 年第 1 回京都市会会議録)

山下議員は、1970 (昭和 45) 年 7 月 31 日の閣議決定による予防接種被害の救済措置が明治 42 年までさかのぼって適用されることをとりあげている。その措置においてジフテリア事件の被害者は除外されることになった。この補償要求が事件から 20 年余り後に再燃する理由はそこにあったことは明らかであります。質問は次の内容でした。(府議会における山川議員の質問を踏まえた内容)

冒頭事件の概要を述べ、一大不祥事件だったとし、製造業者の医学、衛生的知識の不足・怠慢、これを監督する政府の国民無視、生命軽視の風潮が主因であった。当時の「10 万円の補償」は当時のヤミ米 5 石 (1 俵は 4 斗 60 キロ, 1 石は 10 斗だから, 米俵で 12 俵半—栗原注) 分にしかない。予防接種の被害者の救済措置からジフテリア事件の被害者を除外することは片手落ちである。国にその非を認めさせてほしい。

これに対し船橋市長は次のように答弁しています。

この事故は国・府・市の負担で弔慰金を支給し、和解が成立しているから今回の救済措置から除外するというのが国の見解だ。しかし、このままでは十分とは考えられないので国が今後なんらかの追加措置をするよう折衝しているとしました。

1972 (昭和 47) 年 3 月 22 日衆議院予算委員会第 3 分科会 (質問 樋上新一議員, 答弁 滝沢公衆衛生局長と斉藤厚生大臣) (国会会議録 68-衆-予算委員会第三分科会-3 号 昭和 47 年 03 月 22 日)

(次回に紹介)

1972 (昭和 47) 年 6 月 30 日京都府議会 (質問 松尾孝議員, 答弁 蜷川知事と矢野衛生部長) (昭和 47 年 6 月京都府議会定例会会議録 第 4 号)

松尾議員は予防接種による被害の全般についてとりあげ, そのひとつとしてジフテリア事件にも言及しました。昭和 45 年春期種痘後の事故多発 (いわゆる種痘禍として社会問題化), 同年 6 月被害者の親の会が東京で予防接種事故防止推進会を結成, 同 7 月京都でも予防接種被害児を助ける会が発足。伝病予防調査会の答申をうけ, 同年 7 月 31 日予防接種事故に対する救済措置が閣議決定されるまでの経過と, 救済措置の問題点や課題を指摘し, 4 点にわたり知事の見解を求めました。また, 国の救済を補う意味で府独自の措置を求め, その中に救済措置から除外されたジフテリア禍の被害者救済を位置付け, 救済措置に準じた手当てを京都府から政府に要求するよう知事, 衛生部長に求めました。

前年の府・市双方の議会での質問同様, 松尾議員も「和解」は一方向的に認めさせられたものとなりました。その理由として, 被害者を支援しようとした労働組合に占領軍から直接に攻撃がかけられるという状況があったことをあげています。昭和 45 年救済措置の閣議決定を知ったジフテリア禍被害者が真の補償を要求して再び立ち上がることは当然のこととしました。同議員は当時の和解が裁判所におけるものでもなく, 厚生省 (当時) に和解の文書なども存在しないことを指摘し, 「国の責任が終わっていないということは明らか」だと主張しました。

また, 京都市が 46 年 7 月, 11 月に行った追跡調査にも触れ, 回答 221 件中 82 件がなお異常があると訴えているとし, 具体的に被害者安田隆さんの状況を紹介して, 府の見解を求めました。

これに対し, 蜷川知事は次のように答弁しました。(注 ジフテリア禍の件のみ紹介)

府として責任のある問題は, 責任をもって解決に努力したい。結局後遺症の残っている方々をどうするかということ, 十分部内で検討したい。(衛生部長はジフテリア禍については答弁していない)

京都市の被害実態調査

京都市には, この事件に関する昭和 40 年代の記録 (公文書) は残っていないが, 46 年 2 月府議会での知事答弁を受けるかたちで, 被害者の実態調査が行われました。松尾孝府議は質問の中で 7 月と 11 月に実施されたとしています。その調査用紙, 昭和 46 年 7 月付市衛生局長名の被害者あて依頼文書 (図 3) だけが残っていました。調査内容は 16 項目, 保健所の健康診断の項で「事故発生当時, 5 年間にわたり毎年 1 回京都市が行った, 保健所における健康診断」とありますから, 事故当時被害者 (死亡児の「遺族会」とは別組織である, 生存被害者の「同盟」) が要求した健康診断が実施されていたことが確認できます。残念ながら京都市にはこの調査の集計結果やそれにより何が行われたのかを確認できる文書は残っていません。しかし, 1972 (昭和 47) 年 3 月 22 日の衆議院予算委員会樋上新一議員の質問において調査結果が引用されています。また, 吉原賢二氏の『私憤から公憤へ 社会問題としてのワクチン禍』(岩波新書) にも引用されています。ところで, 局長名の文書が出てから 1 年 8 ヶ月後, 1973 (昭和 48) 年 2 月の「市民しんぶん」には「昭和 23 年のジフテリア予防接種禍でお苦しみの方に」という記事 (図 4) があり, 転居等で把握できない未回答者に呼びかけを行っていることは調査の困難さと被害者の要求や市の対応ぶ

りを示しています。

むすび

事件当時の補償・救済が強圧的一方的になされ劣悪なものであり、種痘禍などの被害者の決起により促された同45年7月の予防接種被害救済に関する閣議決定を機にジフテリア禍被害者・遺族の不満が表面化したもので、京都府知事、京都市長もともに和解したと理解しながらも放置できない問題と認識していたことは明らかです。

2004～06年の調査では、事件当時の京都市文書閲覧がまだですからそれを精査することで「補償問題再燃」と実態調査、その結果、そして問題がどのように収束したのか、させられたのかなどが明らかになるかもしれません。同時に数少ない被害者家族・遺族の聞き取り調査も急ぐ必要があります。

また、これまで京都府と京都市の予防接種担当部署にお願いして調査をしてもらいましたが40年代の文書はほとんど残っていません。事件当時の文書は京都府立総合資料館にもっとも原型に近いと思われる状態で保管されていました。それについて04年6月以後急遽件名目録と閲覧用複製が用意され、個人情報を除く公開が05年4月に実現されました。同館の決断に感謝します。また、府も市も現在の予防接種担当者が過去の事実について調査にあたることは現実には無理があり、京都市については「市長への手紙」で資料の収集・保存・公開などを求めたことを契機に05年11月京都市歴史資料館が厚生労働省文書の調査・撮影を開始したことは高く評価できるものです。府市関係者のご協力に感謝するとともに、過去の問題とせず被害者・市民の声に耳を傾けてもらいたいものです。

(くりはら・あつし 全国薬害被害者団体連絡協議会／
京都・島根ジフテリア予防接種禍事件研究会)



図1 京都市文書 (マイクロ5000コマ)
京都市提供



図2 厚生労働省文書 著者撮影

殿

暑さきびしいおりから、貴殿におかれましては、ますますご清栄のことと存じあげます。平素は市政のため、何かとご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、昭和23年11月、本市が行ないましたジフテリア予防接種におきまして、使用しましたワクチンが不良であったという不測の事態のために、殿には多大なご迷惑をおかけしました。本市としましては、当時最大可能な手段を尽くしたつもりですが、今なお後遺症がでている方が若干おられる旨を聞き及びました。事故発生以来20年余経過しておりますが、かような後遺症に悩んでおられる方々がどれほどおられるか把握いたしたいと存じます。

つきましては、ご多忙中恐縮ではございますが、ジフテリア禍の追跡調査のため、同封しました別紙に必要事項を記載のうえ、至急ご返送下さるようご協力お願い申し上げます。

敬 具

昭和46年7月

京都市衛生局長

図3 京都市の調査依頼文書
(昭和46年7月)

昭和23年のジフテリア予防
接種禍でお苦しみの方に

昭和23年当時市のジフテリア予防接種の、異常副作用の後遺症で今日までお苦しみの方がおられます。市では、これらの方々を救済できるよう国と府にも要望し、あわせて被害者の実態を調査してきました。しかし、25年もたつうち、被害者の転居などで実情をつかむのが困難になっています。後遺症のために、現在も日常生活に支障のある方がありましたら、ご手数ですが、市衛生局予防課(〒601中京区河原町御池、市役所内)へ郵便か電話(222-1341)でご連絡いただきますよう、お願いいたします。

図4 調査のよびかけ(京都市の広報紙 市民しんぶん 昭和48年2月)

[次号につづく]